

「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」

生産性向上に資する設備投資を支援します！

最高で **1,000 万円** の補助（補助率：最大 **2/3** 以内）をします。

生産性向上に資する専門家の活用がある場合、30万円の増額が可能です。

本事業は、中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

■対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること。

- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

■事業詳細・助成内容等

本事業では、【革新的サービス】、【ものづくり技術】の2つの対象類型に区分され、それぞれについて「企業間データ活用型」「一般型」「小規模型（設備投資のみ）」の事業類型があります。

	革新的サービス	ものづくり技術	備考
企業間データ活用型	複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を活用（共有・共用）し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援。 ●補助上限額：1,000万円/1者 ●補助率：2/3以内		※連携体は幹事企業を含めて10者まで。1者あたり200万円が追加され、連携体参加者数を乗じて算出した額を上限に連携体内で配分可能。
一般形	中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。 ●補助上限額：1,000万円 ●補助率：1/2以内		※「先端設備等導入計画」の認定取得、または、「経営革新計画」を平成29年12月22日以降に申請し承認を受けた場合は補助率3分の2以内。
小規模型（設備投資のみ）	小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的サービス開発・生産プロセスの改善を支援。 ●補助上限額：500万円 ●補助率：1/2以内		※小規模企業者・小規模事業者の補助率3分の2以内。

※各事業類型とも、生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能。

【一次公募からの改正点】補助対象者に、特定非営利活動法人が対象となります。

- ・ 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- ・ 従業員数が中小企業者（公募要領参照）の範囲に当てはまること。

■公募期間

平成30年8月3日（金）～平成30年9月10日（月）〔当日消印有効〕※持込み不可

※ H29 補正ものづくり補助金 1次公募採択事業者は申請できません。

※全ての詳細は、当会ホームページに掲載してある公募要領をご確認ください。

（公募内容については変更になる可能性がありますことをご了承ください）

お問い合わせは島根県地域事務局又は最寄りの認定支援機関まで

島根県中小企業団体中央会 連携支援課（TEL 0852-21-4809）

〒690-0886 島根県松江市母衣町5-5-4 商工会館4階 <http://www.crosstalk.or.jp/>